

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定によって、大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和3年3月1日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称
デオデオ廿日市店
 - (2) 所在地
廿日市市串戸2-17-12
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 氏名
株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
 - (2) 所在地
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,987平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル以下となる日
令和元年12月31日
- 6 変更する理由
店舗閉鎖のため
- 7 届出年月日
令和3年2月22日